

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

I 地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 避難に係る対策の拡充

1 「避難行動」に係る章の新設

- 平成26年8月の広島市土砂災害の発生や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）の改正（H26.9）、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」の策定（H27.2）等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る対策を整理・充実し、災害予防の編に「避難行動の促進対策」、災害応急対策の編に「避難行動」の章を新設する。（p 3～6）

2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

- 平成27年4月から、県民が多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告・指示の発令や避難所の開設等の情報をLアラート（公共情報コモンズ）に提供することとしたことに伴い、必要な修正を行う。（p 6、7）

3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

- 平成26年11月に、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）が一部改正され、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたこと等に伴い、必要な修正を行う。（p 7、8）

III その他の主な修正事項

1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

- 平成26年6月に国土強靱化基本計画が策定され、愛知県地域強靱化計画の策定作業が進められていることに伴い、必要な修正を行う。（p 8、9）

2 高潮浸水想定及び津波浸水想定の設定に伴う修正

- 平成26年11月に、県が高潮浸水想定及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定したことに伴い、風水害等災害対策計画の災害の想定や海岸防災対策等について、必要な修正を行う。（p 9、10）

3 指定公共機関の追加に伴う修正

- ・国が、指定公共機関を追加指定したことに伴い、独立行政法人地域医療機能推進機構、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の業務を追加する。(p 10～13)

4 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、指定避難所等の防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることに伴い、必要な修正を行う。(p 13)

5 家庭内備蓄として備えるべき備蓄量の見直しに伴う修正

- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(中央防災会議)を踏まえ、家庭内備蓄として備えるべき飲料水、食料その他生活必需品の数量を「3日分程度」から「3日以上(可能な限り1週間分程度)」と見直すことに伴い、必要な修正を行う。(p 13、14)

6 愛知DPATの設置・運用について定めたことに伴う修正

- ・愛知県内外における地震等による大規模自然災害及び大規模事故災害等の発生時において、精神科医療機関の支援、被災者の心のケア活動などを行う愛知DPAT(災害派遣精神医療チーム)の設置及び運営に関して定めたことに伴い、必要な修正を行う。(p 14、15)

7 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

- ・平成26年11月に、災害対策基本法が一部改正され、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策について規定されたことに伴い、必要な修正を行う。(p 15～19)

8 「くしの歯ルート」の指定に伴う修正

- ・津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路として指定している「くしの歯ルート」に関して、必要な修正を行う。(p 15～19)

9 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

- ・多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行う県の組織として、災害の発生時等に「愛知県災害多言語支援センター」を設置することとしたことに伴い、必要な修正を行う。(p 19、20)

10 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

- ・内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用すること等を基本方針に記載するなど、必要な修正を行う。(p 20)

Ⅱ_1 「避難行動」に係る章の新設

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編第9章 避難行動の促進対策、第3編第2章 避難行動

※ 地震・津波編にも同様の章を新設

【新旧対照表】

風水害等編 p 10～13、16～19 地震・津波編 p 11～14、19～22

第2編 災害予防

第9章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	県、市町村	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 避難場所及び避難路の指定等	市町村	1 避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備
	県	判断基準の設定に係る助言
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市町村、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市町村、県	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

※ 以下、新たに内容として加えた、第1節、第3節のみ抜粋

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

1 県（防災局）における措置

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市町村における措置

市町村は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1 市町村における措置

(1) マニュアルの作成

市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

（ア）気象予警報及び気象情報

（イ）河川の水位情報、指定河川洪水予報

（ウ）土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報

ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること

（ア）河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

（イ）土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区等）

（ウ）高潮浸水想定（平成26年11月26日愛知県公表）における浸水想定区域

オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準を設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第3編 災害応急対策

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
台 気 象	○特別警報・警報の発表・伝達		
県	○警報等の市町村等への伝達 ○立退き勧告等の代行		
市 町 村	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの勧告・指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導		
機 報 道	○迅速な警報の放送		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達
	県	2 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達
	西日本電信電話株式会社	3 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知
	日本放送協会名古屋放送局	4 迅速な警報の放送
	市町村	5 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
	その他防災関係機関	6 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置
第2節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求 1(5) 広域一時滞在に係る協議
	水防管理者	2(1) 立退きの指示

		2(2) 通知（水防法第 29 条）
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 洪水等のための立退きの指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 3(3) 通知（地すべり等防止法第 25 条） 3(4) 市町村長への助言 3(5) 市町村長の事務の代行 3(6) 第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請 3(7) 他市町村に対する応援指示 3(8) 広域一時滞在に係る協議等
	県警察（警察官）	4(1) 警察官職務執行法第 4 条による措置 4(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 4(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第 4 条第 2 項）（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第 2 項及び第 3 項）
	第四管区海上保安本部（海上保安官）	5(1) 災害対策基本法第 61 条による指示 5(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第 2 項及び第 3 項）
	自衛隊（自衛官）	6(1) 避難等の措置 6(2) 報告（自衛隊法第 94 条）
第 3 節 住民等の避難誘導	市町村	1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援

II_2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第 2 編第 9 章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり
第 3 編第 3 章、第 9 章

【新旧対照表】

風水害等編 p 10、11、19、21 地震・津波編 p 11、12、22、24

風水害等編第 2 編第 9 章 基本方針、新第 1 節「気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備」

現行（平成 26 年 5 月修正）	改正案
第 9 章 <u>避難者・要配慮者対策</u> ■ 基本方針 (追加)	第 9 章 <u>避難行動の促進対策</u> ■ 基本方針 ○ <u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u>
(追加)	第 1 節 <u>気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</u> 1 <u>県（防災局）における措置</u> 県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝

	<p>わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。</p> <p>また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。</p>
--	--

風水害等編第3編第3章第3節「広報」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>5 広報活動の実施方法</p> <p>ア 報道機関への発表</p> <p>(ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。</p> <p>(追加)</p>	<p>5 広報活動の実施方法</p> <p>ア 報道機関への発表</p> <p>(ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。</p> <p>特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</p>

風水害等編第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>第9章 避難者・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難の勧告・指示</p> <p>9 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p> <p>また、市町村長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</p>	<p>第2章 避難行動</p> <p>第2節 避難の勧告・指示</p> <p>9 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>

II_3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第2編第7章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p9 地震・津波編 p10、11

風水害等編第2編第7章第3節「土砂災害の防止」

現行（平成26年5月修正）	改正案
(追加)	<p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p>

	<p>市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</p> <p>(2) ハザードマップの作成及び周知</p> <p>警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</p>
--	--

Ⅲ_1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第1編第1章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p2 地震・津波編 p2

風水害等編第1編第1章第2節「計画の性格及び基本方針」

現行（平成26年5月修正）	改 正 案
第2節 計画の性格及び基本方針 (追加)	第2節 計画の性格及び基本方針 2 他の計画との関係

	<p>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</p>
--	--

Ⅲ_2 高潮浸水想定及び津波浸水想定の設定に伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第1編第1章、第2編第2章

地震・津波編 第2編第9章

【新旧対照表】

風水害等編 p 2、7 地震・津波編 p 16

風水害等編第1編第1章第4節「災害の想定」

現行（平成26年5月修正）	改 正 案
<p>この計画の作成にあたっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。</p> <p>この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <p><u>(1) 台風による災害</u> <u>(2) 高潮による災害</u> <u>(3) 集中豪雨等異常気象による災害</u> <u>(4) 大規模な火災</u> <u>(5) 危険物の爆発等による災害</u> <u>(6) 可燃性ガスの拡散</u> <u>(7) 有毒性ガスの拡散</u> <u>(8) 航空機事故による災害</u> <u>(9) その他の特殊災害</u></p> <p>◆ 附属資料第14「過去の災害状況」（追加）</p>	<p>この計画の作成にあたっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。</p> <p><u>(1) 想定した主な災害</u></p> <p>この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <p><u>ア 台風による災害</u> <u>イ 高潮による災害</u> <u>ウ 集中豪雨等異常気象による災害</u> <u>エ 大規模な火災</u> <u>オ 危険物の爆発等による災害</u> <u>カ 可燃性ガスの拡散</u> <u>キ 有毒性ガスの拡散</u> <u>ク 航空機事故による災害</u> <u>ケ その他の特殊災害</u></p> <p>◆ 附属資料第14「過去の災害状況」</p> <p><u>(2) 水防対策において参考とする浸水想定</u></p> <p><u>台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</u></p> <p><u>ア 水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域</u> <u>イ 愛知県が設定した高潮浸水想定（平成26年11月26日）</u></p> <p>◆ 附属資料第13「高潮浸水想定」</p>

風水害等編第1編第2章第5節「海岸防災対策」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>1 県（建設部、農林水産部）、名古屋港管理組合及び市町村における措置 （追加）</p> <p>（追加）</p> <p>◆ 附属資料第14「高潮害」</p>	<p>1 県（建設部、農林水産部）、名古屋港管理組合及び市町村における措置</p> <p><u>(3) 高潮による浸水リスク情報の提供</u></p> <p>県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開する。</p> <p>また、高潮浸水想定区域等の情報を提供し、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p>◆ 附属資料第13「高潮浸水想定」</p> <p>◆ 附属資料第14「高潮害」</p>

地震・津波編第2編第9章第1節「津波危険地域の指定」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>第1節 <u>津波危険地域の指定</u> （追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>第1節 <u>津波対策に係る地域の指定等</u></p> <p>2 <u>津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定</u></p> <p>県（建設部）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定。（平成26年11月26日公表）</p> <p>◆附属資料第13「津波浸水想定」</p>

Ⅲ_3 指定公共機関の追加に伴う修正

【主な修正箇所】

地震・津波編 第1編第5章 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震・津波編 p4、5、9、10、37、42 風水害等編 p3、4、32 原子力編 p1、2、3

地震・津波編第1編第5章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行（平成26年5月修正）		改正案	
5 指定公共機関		5 指定公共機関	
機関名	内容	機関名	内容
（追加）	（追加）	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	知事の応援要請に基づき、 <u>医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u>
日本通運株式会社	<u>災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対して、配車を実施する。</u>	日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u>

(追加)	(追加)	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。</p>
(追加)	(追加)	<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	<p>(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。</p> <p>(3) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p>

地震・津波編第2編第2章第2節「交通・ライフライン関係施設等の整備」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>1.2 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>ア 西日本電信電話株式会社</p> <p>西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 ライフライン関係施設等の整備</p> <p>7 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p>ア <u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。</p> <p>エ <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u> ソフトバンクモバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p> <p>(イ) <u>設備の耐震対策</u></p> <p>a <u>建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p>b <u>通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p>(ロ) <u>防火・防潮対策</u></p> <p>a <u>防火シャッター、防火扉、スプリンク</u></p>

	<p>ラ一等消火設備の整備</p> <p>b 防水扉・防潮板の設置</p> <p>(ウ) 通信網の整備</p> <p>a 伝送路の多ルート化</p> <p>b 主要な中継交換機の分散設置</p> <p>c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</p> <p>(エ) 防災に関する訓練</p> <p>a 災害予報及び警報伝達</p> <p>b 非常招集</p> <p>c 災害時における通信そ通確保</p> <p>d 各種災害対策用機器の操作</p> <p>e 電気通信設備等の災害応急復旧</p> <p>f 消防</p> <p>g 避難と救護</p> <p>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</p> <p>衛星回線により基地局伝送路の検討</p> <p>(カ) 緊急輸送対策</p> <p>委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備</p>
--	--

地震・津波編第3編第2章第3節「通信施設の応急措置」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>第2章 通信の運用</p> <p>第3節 通信施設の応急措置</p> <p>1 西日本電信電話株式会社における措置</p> <p>2 株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>	<p>第15章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置</p> <p>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p>

地震・津波編第5編第3章第2節「災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>7 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要の手配を実施するもの</p>	<p>7 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用</p>

とする。	資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
------	---

4 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

【主な修正箇所】

地震・津波編 第2編第2章

【新旧対照表】

地震・津波編 p5

地震・津波編第2編第2章第1節「第1節 建築物の耐震推進」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p><u>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。</u></p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p><u>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。</u></p> <p>2 耐震改修促進計画</p> <p>(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u></p>

Ⅲ_5 家庭内備蓄として備えるべき備蓄量の見直しに伴う修正

【主な修正箇所】

地震・津波編 第2編第11章、第3編第11章、第5編第4章

※ 風水害等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震・津波編 p18、34、42、43 風水害等編 p15、30

地震・津波編第2編第11章第2節「防災のための意識啓発・広報」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置 (4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日分程度</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>	<p>第12章 防災訓練及び防災意識の向上 県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置 (4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の家庭内備蓄を推進する。</p>

地震・津波編第3編第11章第2節「食品の供給」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>3 主食等の備蓄 (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において<u>3日分程度の</u>食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p>	<p>3 主食等の備蓄 (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の食料を備蓄しておくとともに、市町村等においても食料を備蓄しておくことが必要である。</p>

地震・津波編第5編第4章第10節「生活必需品の確保」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>2 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日分程度の</u>飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>	<p>2 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置 各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、<u>3日以上（可能な限り1週間分程度）</u>の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。</p>

Ⅲ_6 愛知DPA Tの設置・運用について定めたことに伴う修正

【主な修正箇所】

風水害等編 第3編第6章 ※ 地震・津波編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

風水害等編 p 23、24 地震・津波編 p 27

風水害等編第3編第6章第1節「医療救護」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>1 県（健康福祉部）における措置 （追加）</p>	<p>1 県（健康福祉部）における措置 <u>(10) DPA T（災害派遣精神医療チーム）調整本部の設置</u> 県は、災害医療調整本部の下に、DPA T調整本部を設置する。</p>
<p>（追加）</p>	<p><u>(11) DPA Tの派遣</u></p>

<p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>8 医療救護班の編成・派遣等 (追加)</p>	<p>県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。</p> <p>(12) DPATの派遣要請</p> <p>ア 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。</p> <p>イ 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。</p> <p>ウ 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入れに係る調整等を行うものとする。</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知DPAT（災害派遣精神医療チーム）設置運営要領」</p> <p>◆ 附属資料第 15「愛知DPATに関する協定書（県対県精神科病院協会等）」</p> <p>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等</p> <p>(2) DPAT</p> <p>ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。</p> <p>イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。</p>
---	--

風水害等編第3編第6章第2節「防疫・保健衛生」

現行（平成26年5月修正）	改 正 案
<p>9 応援協力関係 (追加)</p>	<p>9 応援協力関係</p> <p>(6) 市町村は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。</p> <p>(7) 県は、市町村からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。</p> <p>(8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。</p>

Ⅲ_7 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

Ⅲ_8 「くしの歯ルート」の指定に伴う修正

【主な修正箇所】

7 関係 地震・津波編 第3編第8章 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

8 関係 地震・津波編 第2編第2章、第3編第8章

【新旧対照表】

7 関係 地震・津波編 p 28～30 風水害等編 p 25、26

8 関係 地震・津波編 p 7、27～30

地震・津波編第2編第8章第2節「交通・ライフライン関係施設等の整備」

現行（平成 26 年 5 月修正）	改 正 案														
<p>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。</p> <p>緊急輸送道路は、<u>次の 2 つに</u>区分するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 1 次緊急輸送道路</td> <td>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>第 2 次緊急輸送道路</td> <td>第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>(参考) 緊急用河川敷道路</td> <td>庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 6「緊急輸送道路網図」</p> <p>◆ 附属資料第 6「愛知県緊急輸送道路（供用道路分）」</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	第 1 次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路	<p>第 2 節 交通関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定</p> <p>地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路<u>及びくしの歯ルート</u>をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。</p> <p>緊急輸送道路<u>及びくしの歯ルート</u>は、<u>以下のとおり</u>区分するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 1 次緊急輸送道路</td> <td>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>第 2 次緊急輸送道路</td> <td>第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路</td> </tr> <tr> <td>(参考) 緊急用河川敷道路</td> <td>庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路</td> </tr> <tr> <td><u>くしの歯ルート</u></td> <td><u>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路</u> <u>(第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路から選定する)</u></td> </tr> </table> <p>◆ 附属資料第 6「緊急輸送道路網図」</p> <p>◆ 附属資料第 6「愛知県緊急輸送道路（供用道路分）」</p> <p>◆ <u>附属資料第 6「くしの歯ルート《愛知県》」</u></p>	第 1 次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路	<u>くしの歯ルート</u>	<u>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路</u> <u>(第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路から選定する)</u>
第 1 次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路														
第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路														
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路														
第 1 次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路														
第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路														
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、緊急輸送機能を有する道路														
<u>くしの歯ルート</u>	<u>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路</u> <u>(第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路から選定する)</u>														

地震・津波編第 3 編第 8 章第 2 節「交通対策」

現行（平成 26 年 5 月修正）	改 正 案
<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(2) (略)</p> <p>ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動<u>又は駐車</u>すること。</p>	<p>第 2 節 <u>道路交通規制等</u></p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>エ <u>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</u></p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(3) (略)</p> <p>ウ 警察官<u>又は</u>道路管理者の命令や指示を受けたときは、その<u>命令や指示</u>に従って車両を移動等すること。</p>

地震・津波編第3編第8章 基本方針、第3節「緊急輸送道路の確保」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート^{（注）}の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。</u></p>
<p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置 (追加)</p> <p>2 中日本高速道路株式会社における措置 (4) 応急復旧対策の実施</p> <p>イ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>3 県（建設部）における措置 (2) 緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>第3節 緊急輸送道路等の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置 (2) 緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>ア <u>津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの齒ルートを最優先に道路啓開する。</u></p> <p>イ <u>緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。</u></p> <p>ウ <u>収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>エ <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>オ <u>措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</u></p> <p>2 中日本高速道路株式会社における措置 (4) 応急復旧対策の実施</p> <p>イ <u>緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。なお、津波被害発生時には、くしの齒ルート^{（注）}の道路啓開を他の道路に優先する。</u></p> <p>ウ <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>3 県（建設部）における措置 (2) 緊急輸送道路等の機能確保</p>

<p>(追加)</p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</p> <p>(追加)</p> <p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>イ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。<u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。</u></p> <p><u>エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>4 愛知県道路公社における措置</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。<u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</u></p> <p><u>(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等</u></p> <p><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>イ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。<u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</u></p> <p><u>ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいらない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>6 市町村における措置</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。<u>なお、津波被害発生時</u></p>
--	--

	<p>には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p>また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>
--	---

Ⅲ_9 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

【主な修正箇所】

地震・津波編 第2編第7章、第3編第10章、第5編第1章
 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震・津波編 p 15、33、41 風水害等編 p 14、29
 地震・津波編第2編第7章第6節「要配慮者の安全対策」

現行（平成26年5月修正）	改 正 案
<p>第7章 避難者・要配慮者対策 第6節 要配慮者の安全対策 県（健康福祉部、<u>地域振興部</u>、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (4) 外国人等に対する対策 (追加)</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 県（健康福祉部、<u>振興部</u>、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 (4) 外国人等に対する対策 <u>オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p>

地震・津波編第3編第10章第3節「要配慮者対策」

現行（平成26年5月修正）	改 正 案
<p>1 市町村における措置 (7) 外国人への情報の提供と収集 <u>市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p>2 県（健康福祉部、<u>地域振興部</u>）における措置 (3) 多言語による情報発信 <u>県国際交流協会と連携し、外国人支援のための相談対応、多言語による情報発信等を行うとともに、必要に応じて市町村等に対して語学ボ</u></p>	<p>1 市町村における措置 (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 <u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u> <u>ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u> <u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u> <u>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）</u></p> <p>2 県（健康福祉部、<u>県民生活部</u>）における措置 (3) 多言語による情報発信 <u>県国際交流協会との連携や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発</u></p>

ランティアを派遣するものとする。	信、相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。
------------------	--

地震・津波編第5編第1章第3節「警戒宣言発令時等の広報」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>4 広報手段等</p> <p>なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、<u>多言語、簡単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</u></p>	<p>4 広報手段等</p> <p>なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、<u>愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</u></p>

Ⅲ_10 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

【主な修正箇所】

地震・津波編 第3編第16章 ※ 風水害等編にも同様の記載あり

【新旧対照表】

地震・津波編 p37～39

地震・津波編第3編第16章 基本方針、第4節「応急仮設住宅の建設」

現行（平成26年5月修正）	改正案
<p>■ 基本方針 (追加)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。</u></p>
<p>第4節 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>県は<u>市町村からの要請を受け、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p> <p>1 県（建設部）及び市町村における措置</p> <p>県は、<u>災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。</u></p> <p><u>応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</u></p> <p>(4) <u>賃貸住宅の借上げ</u></p> <p>県は、「<u>災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引</u>」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p>